

2026（令和8）年度  
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（後期）  
試験科目：民事法（民事訴訟法）

次の文章を読んで、〔問1〕から〔問4〕までに答えなさい。

Xは、Yに対し、土地甲の明渡しを求める訴訟を提起した（以下、「本件訴訟」という）。

本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、Xは、「甲は亡父Aから相続したものであり、現在の所有者はXである。にもかかわらず、Yが無断で占有している。よって、甲の明渡しを求める。」と主張した。

これに対して、Yは、「①Yは、令和5年6月1日にAから甲を5000万円で買い受けており、代金はすでに全額支払っているし、所有権移転登記も完了している。その後はAと連絡をとることはなかったため、亡くなっていたとは知らなかったが、それはともかく、いまさらAの相続人を名乗るXから甲の明渡しを求められる筋合いはない。」と反論した。なお、甲については、令和5年6月1日付で売買を原因とするAからYへの所有権移転登記がなされている。

〔問1〕

本件訴訟における訴訟物は何か。また、請求原因は何か。第1回口頭弁論期日における当事者の主張を踏まえて、検討しなさい。

〔問2〕

下線部①のYの主張は訴訟上どのような意味をもつか。〔問1〕の解答を踏まえて検討しなさい。

〔問3〕

Yの反論を聞いたXは、「確かに、甲の登記記録をみると、AからYへと甲が売買されたことになっている。しかし、甲は先祖伝来の土地であり、生前のAは『甲は絶対に手放さない』と話していたから、Yに売ってしまうわけがない。そういえば、令和5年の春頃に会ったときにはAはかなり認知機能が衰えており、売買契約のことなど理解できる状態ではなかったはずだ。」と考えた。

そこで、本件訴訟の第2回口頭弁論期日において、Xは、「②令和5年6月1日にAとYとの間で甲を5000万円で売り渡す旨の契約が締結されたことは認める。しかし、その時点でAは高齢で意思能力を欠いていたから、契約は無効である。」と主張した。

この場合において、下線部②のXの主張は訴訟上どのような意味をもつか。〔問2〕の解答を踏まえて検討しなさい。

〔問4〕

審理の結果、裁判所は、「AとYとの間で契約が締結されたことは間違いないが、甲を売り渡す旨の意思表示をした時点でAは意思能力を有しなかったと認められるから、契約は無効である。」との心証に至った。

この場合において、裁判所はどのような判決をすべきか。主文の表現について検討しなさい。また、その判決が確定した場合の既判力の範囲について、検討しなさい。

（問題はこのページで終わりです。）